

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和2年1月30日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900266号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900085号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成元年4月21日から平成元年3月1日に訂正し、平成元年3月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

平成元年3月1日から同年4月21日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成元年3月1日から同年4月21日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年3月1日から同年4月21日まで

昭和60年4月1日にB社に入社し、途中、同社のサービス部門と営業部門が分かれたためA社に異動し、平成7年9月10日に退職するまで継続して勤務したが、異動となった際の厚生年金保険の被保険者記録がつながっていない。給与明細書を提出するので、請求期間について年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、請求者から提出された給与明細書、同僚の回答及び陳述により、請求者は、B社及び同社の関連会社であるA社に継続して勤務し(平成元年3月1日にB社からA社に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、請求者から提出された給与明細書により、平成元年3月の標準報酬月額については、資格取得時の報酬月額に基づき決定される標準報酬月額は24万円であること及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は26万円であることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づ

き記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成元年3月の標準報酬月額については、給与明細書により確認できる資格取得時の報酬月額に基づき決定される標準報酬月額から24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、請求期間当時の同社の事業主及び同社の事業の譲渡を受けたC社の事業主は、平成元年3月1日から同年4月21日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答又は陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900280号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900086号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成19年2月
② 平成19年12月

A社から請求期間①及び②に賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたので、当該賞与に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

事業主は、当時の資料を保管しておらず、請求者の請求期間①及び②に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除については不明である旨回答している。

また、同僚から提出された金融機関の振込記録から請求期間①の賞与が平成19年2月23日に支払われたことが確認できるところ、請求者については、金融機関から提出された当座性取引履歴照合表によると、平成19年2月において賞与に係る振込は確認できない。

さらに、複数の同僚が、冬の賞与は7月から12月までの業務実績を対象としており、10月までの期間の暫定額が12月に支払われ、その後全期間を再計算して確定し、翌年2月に過不足額について精算払又は返金の扱いとなった旨及び2月には賞与支払がない人もいたと思う旨回答又は陳述している。

一方、事業主は、請求期間①に係る賞与については、平成19年2月賞与としては届出しておらず、冬の賞与として平成18年12月の賞与額に含み届出していると思われる旨回答しているところ、同僚3名から提出された賞与明細書及び金融機関の振込記録から判断すると、平成18年12月並びに平成19年2月における賞与額及び厚生年金保険料控除額の合計額に見合う標準賞与額は、オンライン記録の平成18年12月15日に係る標準賞与額と一致することが確認又は推認でき、平成19年2月に支払われた賞与が平成18年12月15日の賞与支払届の賞与額に含まれ届出されたことが認められる。

請求期間②について、A社から年金事務所に提出された賞与台帳によると、請求者は、平成19年12月14日付けで標準賞与額16万円に相当する16万円の賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

しかしながら、事業主は、冬の賞与については、暫定払と精算払の合計額で賞与支払届を提出しており、平成19年12月14日の賞与支給分は、平成20年2月に届出していると思われる旨回答及び陳述している。

また、同僚から提出された金融機関の振込記録から冬の賞与が平成19年12月14日及び平成20年2月26日に支払われたことが確認できるところ、請求者については、上述の当座性取引履歴照合表によると、平成20年2月26日付けの賞与の振込は確認できない。

さらに、年金事務所が保管する賞与支払決定通知書によると、請求者の平成20年2月26日に係る賞与額は16万円で届出されたことが確認でき、上述の賞与台帳の賞与額と一致する。

以上のことから、請求期間②に係る賞与は、平成20年2月26日の賞与として届出されたことが認められる。

また、A社が加入するB健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳には、請求期間①及び②に係る記録が確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。